

# 令和3年度

## 十和田市空家等解体撤去費補助金のご案内

- 老朽化し周囲へ影響を及ぼす恐れのある空き家を**除却(解体及び撤去)**する所有者等に対して、**除却費の一部を補助**します。

### 補助金の額

- ・除却に要する費用の20%以内  
(限度額50万円)

### スケジュール

- ・令和4年3月25日までに  
解体撤去工事が完了される

## ●補助対象条件

### 対象空家

- ①～③の要件すべてに該当する空家等
  - ① **特定空家等**として認められたもの(法第14条第2項の規定に基づく勧告を受けたものを除く)
  - ② **個人が所有するもの**(2人以上の個人が共有しているものを含む。)
  - ③ 所有権以外の権利が設定されている場合には、当該権利を設定した者から空家等の解体及び撤去について同意を得ているもの
- ※ 市長が特に必要があると認めた時はこの限りでない

### 対象者

対象空家等の所有者又は所有者の相続人その他管理するに認める者で次の①～③の要件すべてに該当する者

- ① **市税を滞納していないこと**
- ② **主たる生計維持者の令和2年中の所得金額が532万円以下である世帯に属するもの**
- ③ **暴力団関係者と密接な関係を有している者でないこと**

### 対象工事

- ①～⑤の要件いずれにも該当する工事
  - ① **補助対象空家等の全部を解体し、及び撤去する工事**
  - ② 市内に本店又は支店等を有する業者で、建設業法の建築工事業又は解体工事業の許可を受けたものが行う解体撤去工事
  - ③ 補助対象者が工事請負契約を締結する解体撤去工事
  - ④ 他の補助制度による補助金の交付、公共事業等による補償の対象とならない解体撤去工事
  - ⑤ 補助金の交付決定後に工事着手し、令和4年3月25日までに完了することができる解体撤去工事